

田辺周辺広域市町村圏組合職員の定年等に関する条例

制定 昭和60年2月25日 条例第1号

改正 平成17年5月1日 条例第3号

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の2第1項から第3項まで、第28条の3並びに第28条の4第1項及び第2項の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 職員の定年等に関しては、田辺市職員の定年等に関する条例（平成17年田辺市条例第29号）の規定を準用する。

附 則

この条例は、昭和60年3月31日から施行する。

附 則（平成17年5月1日条例第3号）

この条例は、平成17年5月1日から施行する。